

飲食店従業員向け

新型コロナウイルス一斉PCR検査実施について（概要）

目的

- 県による営業時間の短縮要請の対象となる飲食店の従業員の方を対象として、一斉PCR検査を実施することにより、感染症の拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大の防止につなげる。

実施概要

- 申込期間： 令和3年8月7日（土）8時30分～9月30日（木）（最終日は17時30分まで）
- 対象者： 県による営業時間短縮等の要請の対象となる飲食店の従業員
10,000人（先着順）
（県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗（小売りを主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く）の従業員で無症状の方）
※営業時間短縮等の要請内容の詳細は県HPを御確認下さい。
※検査は強制ではありませんが、対象者は積極的に検査を受けて下さい。
※前回、県が実施したPCR検査の検査キットが余っている場合であっても、決して今回の検査には利用しないでください。
- 検査方法： 唾液を用いたPCR検査（自己採取）
- 検査費用： 無料（県が全額負担）
- 申込方法：
 - ・ 県HP掲載の申込フォームに必要事項を入力
 - ・ 県HPに掲載している飲食店従業員向け一斉PCR検査申込書に必要事項を記載しFAXにて申込（FAX087-802-8362）お問い合わせ先：（申込書の受付に関すること）



【県HP】

申込受付事務局087-868-3994（8/7から開設）

URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/20210807.html>

検査の流れ

事前 申込

- ・ 飲食店の店舗ごとに検査を受ける従業員の人数をとりまとめて、上記の申込方法により申し込んでください。（個人ではなく、店舗として申込みください。）

キット 送付

- ・ 申込順に検査業者に検体キットを送付するよう依頼します。
- ・ 検査業者から直接、店舗に必要な数の検体キットが送付されます。

検体 採取

- ・ 各店舗において、従業員各自で唾液の採取を行います（自己採取）
※適切に採取するため、検体採取時は必ず説明書等をご確認ください。

検体 提出

- ・ 店舗ごとに採取した検体を取りまとめて検査業者に提出してください。
※**検体キット受取りから、3日以内に返送してください。**また、効率的な検査の観点から可能な限り、一度の提出で店舗の検査申込者全員の検体の提出をお願いします。返送は郵便局窓口にて行ってください。コンビニエンスストアの窓口ではお取り扱いできませんので、御注意ください。

結果 通知

- ・ 検体提出後、3～4日程度を目安に各店舗および県に検査結果が通知されます。
- ・ 陽性だった場合は保健所に連絡し、保健所からの指示に従ってください。

※ 今回の検査は、検体を採取した時点での感染状況を確認するものです。結果が陰性だとしても気を緩めることなく、日頃の感染対策や健康管理を継続してください。